

神奈川県内水面漁場管理委員会指示第 2 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項及び第 171 条第 4 項の規定により、内共第 13 号及び内共第 14 号第一種共同漁業権の区域において、次のとおり指示する。

多摩川におけるしじみの採捕に係る制限及び所持等の禁止並びに共同漁業権の行使の制限（令和 6 年神奈川県内水面漁場管理委員会指示第 2 号）は、令和 8 年 4 月 30 日限り廃止する。

令和 8 年 4 月 日（公報掲載予定日）

神奈川県内水面漁場管理委員会

会長 井 貫 晴 介

1 指示内容

(1) 多摩川におけるしじみ資源保護のため、次のとおり採捕を制限し、及び所持等を禁止する。

ア 大きさの制限

殻長 1.5 センチメートル以下のしじみは、採捕を禁止する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 公的機関が試験研究の用に供する場合

(イ) 神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合

イ 所持又は販売の禁止

アに違反して採捕したしじみ及びその製品の所持又は販売を禁止する。

ウ 漁具又は漁法の制限

(ア) 漁業者及び漁業従事者に係る制限

漁業者が漁業を営むためにする場合又は漁業従事者が漁業者のためにする場合において、しじみまき漁具（刃口をつけたものに限る。）によりしじみを採捕するときは、当該漁具は次に掲げる範囲でなければならない。

a 籠目構造の部分にあつては、籠目 1 センチメートル以上かつす目 0.6 センチメートル以上

b 網目構造の部分にあつては、網目 1 センチメートル以上

c すのこ構造の部分にあつては、す目 0.6 センチメートル以上

(イ) 遊漁者等に係る制限

(ア)に規定する場合、公的機関が試験研究のためにしじみを採捕する場合及び神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合を除き、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法によりしじみを採捕してはならない。

a くまで（幅 15 センチメートル以下のものに限る。）

b 徒手採捕

(2) 多摩川におけるしじみ資源保護のため、次の基点アと基点イとを結ぶ線から基点ウと基点エとを結ぶ線までの多摩川本流の区域においては、しじみを採捕してはならない。ただし、公的機関が試験研究のためにしじみを採捕する場合又は神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。

- 基点ア 東京都大田区南六郷 2 丁目六郷水門下流端
- 基点イ 神奈川県川崎市川崎区中瀬 1 丁目味の素株式会社川崎工場三工樋管下流端
- 基点ウ 東京都大田区本羽田 3 丁目東京電力荻中線No. 8 送電鉄塔
- 基点エ 神奈川県川崎市川崎区大師河原 1 丁目新日本製鐵水門上流端

(3) 内共第 13 号及び内共第 14 号の漁業の免許を受けたものは、当該漁業権の区域における遊漁者によるしじみの採捕を拒んではならない。

2 指示期間

令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日まで

